

地 基 企 第 1 5 号
平成28年3月17日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理事長 丸 山 淑 夫
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償基金業務規程の一部改正等について（通知）

地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正したので通知します（別添「地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程（平成28年3月17日地基規程第3号）」（以下「改正規程」という。）。

また、改正規程附則第1項の規定に基づき、この規程の施行に関し必要な事項を下記のとおり定めたので併せて通知します。

記

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第1号、第13条第1項第1号、第15条第1項第4号及び第24条の3第1項第1号の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 第29条第1項第1号の改正規定は、平成27年10月1日から適用する。
- 3 第29条第2項第2号の改正規定のうち、支給額に係る部分については、平成28年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 4 第29条の8第2項第2号及び第29条の9第2項の改正規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償及び遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。
- 5 業務規程第33条第1号の改正規定のうち、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「第4次一括法」という。）による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正に伴う部分及び第33条の2第

3項の改正規定は、第4次一括法附則第1条第4号の規定により平成30年4月1日までの間において政令で定める日から適用する。

地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程の概要

第1 趣旨

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部が施行され、平成28年1月1日から番号利用法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の利用が開始されることに伴い、所要の改正を行うものである。
- 2 労働者災害補償保険制度において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受け、添付書類の添付義務を解除する改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。
- 3 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）により、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）が一部改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。
- 4 学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により、学校教育法（昭和22年法律第26号）が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。
- 5 国家公務員災害補償制度との均衡を考慮し、奨学援護金の支給額の改定を行うものである。
- 6 国家公務員災害補償制度との均衡を考慮し、通勤災害分に係る特別援護金の支給額の改定を行うものである。
- 7 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「第4次一括法」という。）により、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「負担法」という。）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

第2 改正の概要

- 1 番号利用法の一部施行に伴う改正〔業務規程第12条第1項第1号、第13条第1項第1号、第15条第1項第4号及び第24条の3第1項第1号〕
番号利用法の一部施行に伴い、平成28年1月1日から個人番号の利用が関連制度において順次開始され、地方公務員災害補償制度においては、平成29年1月1日から個人番号の利用を開始することから、休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金の請求時並びに療養の現状報告時の記載事項に個人番号を追加するもの。
- 2 住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受ける事務に係る改正〔業務規程第22条第2項第1号、第25条第4項及び第32条の3第2項第1号〕

労働者災害補償保険制度にならい、住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、未支給の補償及び福祉事業における死亡診断書等の添付義務を解除する旨、追加するもの。

3 職業能力開発促進法の一部改正に伴う所要の規定整備〔業務規程第29条第1項第1号〕

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、「第15条の6」が「第15条の7」へと条ずれとなることから、当該条文の引用箇所を「第15条の6」から「第15条の7」に改めるもの。

4 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴う改正〔業務規程第29条第2項第1号及び第2号並びに第33条第1号〕

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、学校教育法第1条に規定する新たな学校種として、現行の小学校から中学校までの教育を一貫して行う義務教育学校が新設される（平成28年4月1日施行）ことに伴い、業務規程第29条第2項第1号及び第2号に規定する奨学援護金の支給対象に「義務教育学校の前期課程」及び「義務教育学校の後期課程」を、第33条第1号に規定する義務教育学校職員の範囲に「義務教育学校」を追加するもの。

5 奨学援護金の支給額の改定〔業務規程第29条第2項第2号〕

中学校に在学する者等に係る奨学援護金の支給額を改定するもの。

中学校等 16,000円 → 17,000円（1,000円増）

6 通勤災害に係る特別援護金の支給額の改定〔業務規程第29条の8第2項第2号及び第29条の9第2項〕

通勤災害に係る特別援護金の支給額を改定するもの。

（単位：万円）

	現行額	改定後		現行額	改定後
死亡	1,130	1,055※▲(75)	障害8級	195	190(▲5)
障害1級	975	915(▲60)	障害9級	155	155(+0)
障害2級	940	885(▲55)	障害10級	120	125(+5)
障害3級	905	855(▲50)	障害11級	90	95(+5)
障害4級	550	520(▲30)	障害12級	65	75(+10)
障害5級	470	445(▲25)	障害13級	45	55(+10)
障害6級	390	375(▲15)	障害14級	30	40(+10)
障害7級	310	300(▲10)			

※ ①遺族補償一時金の受給権者で法第37条第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時、十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は障害等級第七級以上に該当する状態にある三親等内の親族については740(▲50)万円 ②遺族補償一時金の受給権者で、法第37条第1項第3号に該当する者のうち、①以外の者については420(▲30)万円。

7 負担法の一部改正に伴う改正〔業務規程第33条第1号及び第33条の2第3項〕

第4次一括法により、負担法の一部が改正され、指定都市の県費負担教職員に係る給与負担に関する権限等が指定都市に移譲され、改正後の負担法施行後（平成29年4月1日施行予定）、指定都市において義務教育学校職員の給与負担が生じ負担金を納付する必要があること等から、以下の2点について改正を行うもの。

① 義務教育学校職員の範囲

業務規程第33条第1号に規定される当該職員の範囲は、義務教育諸学校の教職員のうち「負担法第1条に掲げるもの」を対象としていたが、負担法の改正により同法第1条の対象から指定都市に係る教職員が除外されることから、第4次一括法の改正により都道府県及び指定都市の義務教育諸学校に係る教職員を対象とすることとなった改正後の義務教育費国庫負担法第2条及び第3条を引用し、「義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担するもの」に改めるもの。

② メリット制に係る職員の区分

業務規程第33条の2第3項においてメリット制を適用する職員の区分を規定しているが、指定都市において「義務教育学校職員」が対象となっていないことから、「義務教育学校職員」を追加するもの。

第3 施行期日等

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程

(平成二十八年三月十七日地基規程第三号)

地方公務員災害補償基金業務規程(昭和四十二年地基規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「及び職名」を「職名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)」に改める。

第十三条第一項第一号中「及び職名」を「職名及び個人番号」に改める。

第十五条第一項第四号中「続柄」の下に「並びに請求者の個人番号」を加える。

第二十二条第二項第一号中「その写」の下に「(未支給の補償が年金たる補償であるときは、基金が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。))の提供を受けることができるときは、この限りでない。)」を加える。

第二十四条の三第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

第二十五条第四項中「(昭和四十二年法律第八十一号)」を削る。

第二十九条第一項第一号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改め、同条第二項第一号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程」を加え、同項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程

」を加え、「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

第二十九条の八第二項第二号イ中「九百七十五万円」を「九百十五万円」に改め、同号ロ中「九百四十万円」を「八百八十五万円」に改め、同号ハ中「九百五万円」を「八百五十五万円」に改め、同号ニ中「五百五十万円」を「五百二十万円」に改め、同号ホ中「四百七十万円」を「四百四十五万円」に改め、同号ヘ中「三百九十万円」を「三百七十五万円」に改め、同号ト中「三百十万円」を「三百万円」に改め、同号チ中「百九十五万円」を「百九十万円」に改め、同号又中「百二十万円」を「百二十五万円」に改め、同号ル中「九十万円」を「九十五万円」に改め、同号ヲ中「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同号ワ中「四十五万円」を「五十五万円」に改め、同号カ中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十九条の九第二項第一号ロ中「千百三十万円」を「千五十五万円」に改め、同項第二号ロ中「千百三十万円」を「千五十五万円」に改め、同項第三号ロ中「七百九十万円」を「七百四十万円」に改め、同項第四号ロ中「四百五十万円」を「四百二十万円」に改める。

第三十二条の三第二項第一号中「その写」の下に「（未支給の福祉事業が傷病特別給付金等であるときは、基金が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第三十三条第一項第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十

三年法律第三百三十五号)第一条に掲げる」を「義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)第二条及び第三条の規定により国が経費の一部を負担する」に改める。

第三十三条の二第三項中「指定都市、」を「指定都市にあつては義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員及びその他の職員と、」に改める。

附 則

この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

改正後	現行
<p>（休業補償の請求）</p> <p>第十二条 休業補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を經由して支部長に提出しなければならない。</p> <p>一 職員の氏名、生年月日、職名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）</p> <p>第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>二〇三（略）</p> <p>（障害補償の請求）</p> <p>第十三条 障害補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を經由して支部長に提出しなければならない。</p> <p>一 職員の氏名、生年月日、職名及び個人番号</p> <p>二〇六（略）</p> <p>二〇三（略）</p> <p>（遺族補償年金の請求）</p> <p>第十五条 遺族補償年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を經由して支部長に提出しなければならない。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び死亡した職員との続柄並びに請求者の個人番号</p> <p>五〇六（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（休業補償の請求）</p> <p>第十二条 休業補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を經由して支部長に提出しなければならない。</p> <p>一 職員の氏名、生年月日及び職名</p> <p>二〇五（略）</p> <p>二〇三（略）</p> <p>（障害補償の請求）</p> <p>第十三条 障害補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を經由して支部長に提出しなければならない。</p> <p>一 職員の氏名、生年月日及び職名</p> <p>二〇六（略）</p> <p>二〇三（略）</p> <p>（遺族補償年金の請求）</p> <p>第十五条 遺族補償年金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、任命権者を經由して支部長に提出しなければならない。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び死亡した職員との続柄</p> <p>五〇六（略）</p> <p>二〇四（略）</p>

(未支給の補償の請求)

第二十二條 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、請求者が未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類その他の資料と同じ書類その他の資料については、その添付を省略することができる。

一 死亡した受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写 (未支給の補償が年金たる補償であるときは、基金が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第三十條の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報(同條に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

二 四 (略)

(療養の現状等に関する報告)

第二十四條の三 公務上の災害又は通勤による災害を受け、その療養の開始後一年六箇月を経過した日において当該傷病がなおつていない者は、同日後一箇月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 職員の氏名、住所及び個人番号

二 四 (略)

2 3 (略)

(年金たる補償の受給権者の定期報告)

第二十五條 (略)

2 3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、基金が住民基本台帳法第三十條の九の規定

(未支給の補償の請求)

第二十二條 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、請求者が未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類その他の資料と同じ書類その他の資料については、その添付を省略することができる。

一 死亡した受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写

二 四 (略)

(療養の現状等に関する報告)

第二十四條の三 公務上の災害又は通勤による災害を受け、その療養の開始後一年六箇月を経過した日において当該傷病がなおつていない者は、同日後一箇月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を、任命権者を経由して支部長に提出しなければならない。

一 職員の氏名及び住所

二 四 (略)

2 3 (略)

(年金たる補償の受給権者の定期報告)

第二十五條 (略)

2 3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、基金が住民基本台帳法(昭和四十二年法律

により地方公共団体情報システム機構から第一項第五号の遺族に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることにより、第一項第五号の遺族が受給権者と生計を同じくしている事実を確認できるときは、前項第二号の書類を添付することを要しない。

(奨学援護金の支給)

第二十九条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた日における当該各号に規定する補償に係る平均給与額が一万六千円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る平均給与額が、同日において一万六千円を超えており、同日後一万六千円以下となつた者についても、同様とする。

一 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校(幼稚園を除く。)若しくは同法第二百二十四条に定める専修学校(一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると理事長が認めたものに限る。以下同じ。)に在学する者又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)

第十五条の七第一項各号に掲げる施設(次項において「公共職業能力開発施設」という。)において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条の表に掲げる普通職業訓練(短期課程のものを除く。))又は高度職業訓練(専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。)とする。次項第四号において同じ。)を受ける者若しくは職業能力開発促進法第二十七条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する職業訓練とする。次項第四号において同じ。)を受ける者(以下「在学者等」という。)であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの

二(四) (略)

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学

第八十一号)第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から第一項第五号の遺族に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることにより、第一項第五号の遺族が受給権者と生計を同じくしている事実を確認できるときは、前項第二号の書類を添付することを要しない。

(奨学援護金の支給)

第二十九条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた日における当該各号に規定する補償に係る平均給与額が一万六千円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る平均給与額が、同日において一万六千円を超えており、同日後一万六千円以下となつた者についても、同様とする。

一 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校(幼稚園を除く。)若しくは同法第二百二十四条に定める専修学校(一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると理事長が認めたものに限る。以下同じ。)に在学する者又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)

第十五条の六第一項各号に掲げる施設(次項において「公共職業能力開発施設」という。)において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条の表に掲げる普通職業訓練(短期課程のものを除く。))又は高度職業訓練(専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。)とする。次項第四号において同じ。)を受ける者若しくは職業能力開発促進法第二十七条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則第三十六条の二に規定する職業訓練とする。次項第四号において同じ。)を受ける者(以下「在学者等」という。)であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの

二(四) (略)

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学

者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 一万三千元

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 一万七千元

三・四 (略)

357 (略)

(障害特別援護金の支給)

第二十九条の八 (略)

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 (略)

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 第一級 九百十五万円

ロ 第二級 八百八十五万円

ハ 第三級 八百五十五万円

ニ 第四級 五百二十万円

ホ 第五級 四百四十五万円

ヘ 第六級 三百七十五万円

ト 第七級 三百万円

チ 第八級 百九十万円

リ (略)

ヌ 第十級 百二十五万円

ル 第十一級 九十五万円

ヲ 第十二級 七十五万円

ワ 第十三級 五十五万円

カ 第十四級 四十万円

者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 小学校又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 一万三千元

二 中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 一万六千元

三・四 (略)

357 (略)

(障害特別援護金の支給)

第二十九条の八 (略)

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 (略)

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 第一級 九百七十五万円

ロ 第二級 九百四十万円

ハ 第三級 九百五十万円

ニ 第四級 五百五十万円

ホ 第五級 四百七十万円

ヘ 第六級 三百九十万円

ト 第七級 三百十万円

チ 第八級 百九十五万円

リ (略)

ヌ 第十級 百二十万円

ル 第十一級 九十万円

ヲ 第十二級 六十五万円

ワ 第十三級 四十五万円

カ 第十四級 三十万円

3 (略)

(遺族特別援護金の支給)

第二十九条の九 (略)

2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ (略)

ロ 通勤による死亡の場合 千五百五十万円

二 遺族補償一時金の受給権者で、法第三十七条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ (略)

ロ 通勤による死亡の場合 千五百五十万円

三 遺族補償一時金の受給権者で法第三十七条第一項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は規則別表第三に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ (略)

ロ 通勤による死亡の場合 七百四十万円

四 遺族補償一時金の受給権者で法第三十七条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ (略)

ロ 通勤による死亡の場合 四百二十万円

3 (略)

3 (略)

(遺族特別援護金の支給)

第二十九条の九 (略)

2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ (略)

ロ 通勤による死亡の場合 千三百三十万円

二 遺族補償一時金の受給権者で、法第三十七条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ (略)

ロ 通勤による死亡の場合 千三百三十万円

三 遺族補償一時金の受給権者で法第三十七条第一項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は規則別表第三に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ (略)

ロ 通勤による死亡の場合 七百九十万円

四 遺族補償一時金の受給権者で法第三十七条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ (略)

ロ 通勤による死亡の場合 四百五十万円

3 (略)

(未支給の福祉事業の申請)
第三十二条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならぬ。ただし、当該申請書の提出前に既に支部長に提出されている書類、その他の資料を同じ書類、その他の資料については、その添付を省略することができる。

一 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他その者の死亡の事実を証明する書類又はその写 (未支給の福祉事業が傷病特別給付金等であるときは、基金が住民基本台帳法第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

二 六 (略)

3 (略)

(定款第十七条の二第一項に規定する職員の範囲)

第三十三条 定款第十七条の二第一項に規定する定款別表第二上欄に掲げる職員の区分に基づく職員の範囲は、次のとおりとする。

一 義務教育学校職員

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であつて、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)第二条及び第三条の規定により国が経費の一部を負担するもの
二 九 (略)

(定款第十七条の二第三項の業務規程で定める地方公共団体及び職員の区分)

第三十三条の二 (略)

2 (略)

3 定款第十七条の二第三項に規定する業務規程で定める職員の区分は、都

(未支給の福祉事業の申請)
第三十二条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならぬ。ただし、当該申請書の提出前に既に支部長に提出されている書類、その他の資料を同じ書類、その他の資料については、その添付を省略することができる。

一 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他その者の死亡の事実を証明する書類又はその写

二 六 (略)

3 (略)

(定款第十七条の二第一項に規定する職員の範囲)

第三十三条 定款第十七条の二第一項に規定する定款別表第二上欄に掲げる職員の区分に基づく職員の範囲は、次のとおりとする。

一 義務教育学校職員

公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であつて、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条に掲げるもの
二 九 (略)

(定款第十七条の二第三項の業務規程で定める地方公共団体及び職員の区分)

第三十三条の二 (略)

2 (略)

3 定款第十七条の二第三項に規定する業務規程で定める職員の区分は、都

道府県にあつては義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、警察職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員及びその他の職員と、指定都市にあつては義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員及びその他の職員と、中核市、施行時特例市及び特別区にあつては義務教育学校職員以外の教育職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員及びその他の職員と、指定都市等加入一部事務組合等にあつては消防職員とする。

道府県にあつては義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、警察職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員及びその他の職員と、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区にあつては義務教育学校職員以外の教育職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員及びその他の職員と、指定都市等加入一部事務組合等にあつては消防職員とする。

【番号利用法関係】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) (抄) 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の施行期日を定める政令(平成二十七年政令第百七十一号) 2
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総
務省令第五号) (抄) 2
- 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号) (抄) 3

【住民基本台帳法関係】

- 住民基本台帳法(昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号) (抄) 5
- 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定め
る省令(平成十四年二月十二日総務省令第十三号) (抄) 5
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) (抄) 6
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の施行期日を定める政令(平成二十七年政令第百七十一号) 7
- 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号) (抄) 7

【職業能力開発促進法改正関係】

○職業能力開発促進法（昭和四十四年七月十八日法律第四十六号）（抄）……………9

【学校教育法改正関係】

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）……………11

○学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年六月二十四日法律第四十六号）（抄）……………11

【奨学援護金改正関係】

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）……………13

○地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（抄）……………13

【特別援護金改正関係】

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）……………14

○地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（抄）……………14

【市町村立学校職員給与負担法改正関係】

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年七月十日法律第三百三十五号）（抄）……………15

○義務教育費国庫負担法（昭和二十七年八月八日法律第三百三十三号）（抄）……………15

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年六月四日法律第五十一号）（抄）……………16

【番号利用法関係】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6～15 （略）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2～5 （略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三

項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)、第六十三条(第十七条第一項及び第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第七十五条(個人番号カードに係る部分に限る。))並びに第七十七条(第七十五条(個人番号カードに係る部分に限る。))に係る部分に限る。))並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 (略)

別表第一 (第九条関係)

五十四 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令(平成二十七年政令第七十一号)

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日は平成二十七年十月五日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)(抄)

第四十三条 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)による補償(休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金に限る。)の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

- 二 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査に関する事務
- 三 地方公務員災害補償法による年金たる補償を受ける権利に係る申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務
- 四 地方公務員災害補償法附則第五条の三第一項の障害補償年金前払一時金若しくは同法附則第六条第一項の遺族補償年金前払一時金の支給の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査に関する事務

附則

この命令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（障害補償給付の請求）

第十四条の二（略）

- 一 労働者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）

二（略）

2（略）

（遺族補償年金の請求）

第十五条の二（略）

- 一 死亡した労働者の氏名、生年月日及び個人番号
- 二 請求人及び請求人以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所、死亡した労働者との関係及び前条に規定する障害の状態の有無並びに請求人の個人番号

三（略）

2・3 (略)

(傷病補償年金の支給の決定等)

第十八条の二 (略)

2 (略)

一 労働者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 五 (略)

3・4 (略)

附則 (平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

【住民基本台帳法関係】

○住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過してないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

附則（平成二五年五月三十一日法律第二八号） 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 （略）

別表第一 (第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の三十七、第三十条の三十八関係)

二十三 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年二月十二日総務省令第十三号)(抄)

(法別表第一の総務省令で定める事務)

第一条 住民基本台帳法(以下「法」という。)別表第一の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

1～23 (略)

24 法別表第一の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 補償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 補償を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 三 補償を受ける権利を有する者又は遺族補償年金を受けることができる遺族の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 福祉事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 六 福祉事業のうち奨学援護金若しくは就労保育援護金の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

25～135 (略)

附則(平成二十七年九月三〇日総務省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第七十一号）（抄）

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日は平成二十七年十月五日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

(未支給の保険給付)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

- 一 受給権者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類(未支給の保険給付が年金たる保険給付であるときは、厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

二・三(略)

4・5(略)

附則(平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

【職業能力開発促進法改正関係】

○職業能力開発促進法（昭和四十四年七月十八日法律第四十六号）（抄）

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

（国及び都道府県が行う職業訓練等）

第十五条の七 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの（都道府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの）については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

一 職業能力開発校（普通職業訓練（次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）

二 職業能力開発短期大学校（高度職業訓練（労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程（次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。）のものを行うための施設をいう。以下同じ。）

三 職業能力開発大学校（高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）

四 職業能力開発促進センター（普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）

五 障害者職業能力開発校（前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。）

254 （略）

附則（平成二十七年九月一八日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。(略)

【学校教育法改正関係】

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ （略）

○学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年六月二十四日法律第四十六号）（抄）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第一条、第四条第一項第三号及び第六条ただし書中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第十七条第一項中「これを小学校」の下に、「義務教育学校の前期課程」を加え、同項ただし書中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第二項中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に、「義務教育学校の後期課程」を加える。

（略）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。(略)

【奨学援護金改正関係】

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）

（福祉事業）

第四十七条 基金は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

一 （略）

二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 （略）

○地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（抄）

（福祉事業の種類）

第三十八条 法第四十七条第一項に規定する被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業の種類は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 奨学援護金の支給

八～十八 （略）

2 （略）

【特別援護金改正関係】

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）

（福祉事業）

第四十七条 基金は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

一 （略）

二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 （略）

○地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）（抄）

（福祉事業の種類）

第三十八条 法第四十七条第一項に規定する被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業の種類は、次のとおりとする。

一 一〇 一 （略）

十二 障害特別援護金の支給

十三 遺族特別援護金の支給

十四 一八 （略）

2 （略）

【市町村立学校職員給与負担法改正関係】

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年七月十日法律第百三十五号）（抄）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一～三（略）

○義務教育費国庫負担法（昭和二十七年八月八日法律第百三十三号）（抄）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条（略）

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二 (略)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年六月四日法律第五十一号)
(抄)

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第五条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市(」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条において「指定都市」という。)を除き、」を加え、同条第一号中「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」に、「特別支援学校教職員定数」を「都道府県特別支援学校教職員定数」に改める。
(略)

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第八条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「市(」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除き、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条 国は、毎年度、各指定都市ごとに、公立の義務教育諸学校に要する経費のうち、指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費について、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各指定都市ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

四 第五条、第八条及び第九条の規定並びに附則第三条、第四条、第十四条、第十五条及び第二十一条の規定 平成三十年四月一日ま

での間において政令で定める日